

京 佛

夏 季 号



京都府相楽郡 金胎寺 重文 多宝塔

京 都 仏 教 会

会 長	東伏見慈治	評 議 員	坂根孝慈	園部町仏教会会長	川端英照
理 事 長	有馬頼底	〃	佐分宗順	京丹波町丹波仏教会会長	長澤智雄
常務理事	荒木元悦	〃	小松玄澄	〃	〃
〃	宮城泰年	〃	森 孝忍	〃	〃
理 事	大西真興	〃	塩見明德	福知山市仏教会会長	矢野利生
〃	江上泰山	〃	岡本龍雄	〃	〃
〃	安井攸爾	〃	中村覚祐	綾部市仏教会会長	伊藤裕康
〃	森 泰長	〃	川村俊弘	〃	〃
〃	佐伯快勝	〃	横江桃国	加悦谷仏教会会長	二谷慈明
〃	北園文英	〃	平野雅章	〃	〃
〃	北川隆法	〃	吉田清順	大江町仏教会会長	山田剛正
〃	坂口博翁	〃	町田泰宣	〃	〃
〃	掃部光昭	〃	田邊宗一	京丹波町和知仏教会会長	高柳秀文
監 事	山木康稔	〃	大谷光輪	〃	〃
〃	〃	〃	梶 妙壽	三和町仏教会会長	荒山高良
〃	〃	〃	戸田妙昭	〃	〃
〃	〃	〃	田中恵厚	〃	〃
〃	〃	〃	砂原秀輝	〃	〃
〃	〃	〃	谷内弘照	舞鶴東仏教会会長	松嶋康晴
〃	〃	〃	長澤香静	〃	〃



青蓮院門跡名譽門主

会 長 東伏見慈治

ご 挨拶

残暑とは言え、まだまだ厳しい暑さが続きます。

ご寺院各位には益々ご清栄のことと存じます。

さて、各本山ではこの時期暁天講座が開かれています。早朝にもかかわらずどこも盛況と聞いています。この暑さを乗り越えるには何より充実した心が大切だということでしょう。

釈尊のお生まれになったインドでも仏教徒は四月、五月の半ばから三ヶ月に亘る雨期の間、外出すればこれから育ってゆく草や虫を知らずに踏み殺すおそれがあるとして、夏安居といって寺院にとどまって熱心に修行に勤めました。

人も含め、生きとし生ける全てに目を向け、慈しみの心で接する夏安居の時期に、新聞で連日目にする児童虐待の報に、ただただ悲しみの思いを深くするばかりです。

合 掌

理事長挨拶

関 (かん)

臨濟宗相国寺派管長
理事長 有馬 頼 底



暑さ厳しきおり、皆さまに於かれましては平素より本会に対し、何かとご協力を賜り心より御礼申し上げます。

さて当会は本年度も、京都府内の歴史的建造物など数多くの貴重な文化財を地震・火災から守り、保存し、未来へ伝えていく為の文化財京都基金への協力。十一月に九州、佐賀市で開催となる第十九回大墨蹟展を通じての福祉への寄付。十月開催の東大寺音舞台。施設での護摩木制作等の文化福祉活動。文化財を外來種生物から守る為の活動。米国の仏教を学ぶ学生たちへの支援等、前年に引き続き、より精力的に推進して参ります。

またお花まつり各行事、こどもはなまつり、春秋彼岸焼骨灰法要、お盆の採燈大護摩供と神仏合同による京の七夕願文お焚き上げ行事、例年の宗派を越えた仏教諸行事に加え、本年は二百年先の文化財用材確保の為の有識者会議や林野庁・文化庁と協力して「文化財の森づくりのシンポジウム」を十一月に大分県日田市で開催致します。

さらに伝統産業に携わる職人の若手育成の為のシステムを京都府と構築し、神社庁とも協力しあつ

て援助を行って参ります。オフシーズン対策としては冬の花灯路に続き、本年度よりオール京都で始まる夏の風物詩「京の七夕」に取り組んで参ります。

加えて新たな取り組みとして、十月には全国初となる「明日の京都 文化財プラットフォーム」の発会による京都における文化財の連帯と発信。そして、第一回「宗教都市京都を考える」シンポジウムは二回の研究会を重ねた後、「医療と仏教」をテーマに開催し、記録集にまとめる所存です。

一方で政権交代がおこり、宗教を取り巻く情勢も刻々と変化しつつあります。「宗教と政治検討委員会」「国家と宗教研究会」を積極的に開催致す所存であります。本年も信教の自由・政教分離の原則を重んじ、各宗教や官庁とも情報交換を行い、学者の方々ともより積極的に交流を行って参ります。

関

この「関」も、昔から非常に名高い公案(問題)で、『碧巖録』という書物に、いわゆる「雲門の関」として出てきます。「関」と

いうのは、読んで字のごとく、玄関、入り口、関所のことであります。私たちは、人生を歩んでいく過程で、いろいろな関門を通ってきたと思います。無難に来た人は、まずいいでしょう。やさしい関門も或いはあるかもしれませんが、なかなか一つの関門を通れなくて、七転八倒して苦しんだ人も多に違いありません。実を言えば、私たちはそうした関門を一つ一つクリアしていくことによって、人間として大きく成長していくわけです。しかし実際には、難しい関門におちあつたときに、もうだめだ、これは乗り越えられないから引き返そう、とあきらめてしまふ人がほとんどではないでしょうか。たしかに、その方が楽なのです。しかし、そこで楽をすることによって、その人は、一生、中途半端な人間で終わってしまうでしょう。ですから、そこであきらめずに、もう一頑張りして、その関門をなんとかして通り抜けていかなければなりません。関門にさしかかるたびに、それを乗り越えようとす不屈の精神、気概、努力、そういうものを、この「関」という一字に感じとっていただきたいと思うのです。

難しい関門を一つ一つ、なんとかして乗り越えていく。そうしていくと、最後には関所はいっしょに消滅してしまっています。今までこんなに大変だと思っていた関所が、実にスムーズに通れるようになります。関所は相変わらず存在

するのですが、それを関所と感じなくなってしまうのです。最も苦しい関門を突破できれば、その先には自由な広々とした天地が開けているのです。
大徳寺の開山・大燈国師（宗峰 妙超）は師の大応国師（南浦 紹

明）から与えられた、この「関」の公案に非常に苦しまれて、ようやくそれを通してときに、有名な「投機の偈」というのを作られました。

一回透過雲関了
（一回雲関を透過し
了り）

南北東西活路通

（南北東西、活路通
ず）

夕処朝遊没賓主

（夕処朝遊、賓主没
し）

脚頭脚底起清風

（脚頭脚底、清風を起
す）

一度雲門の関を通
過してしまえば、あと
は東西南北自由自在
の境地である。そこ
は主客もなければ、迷
いも悟りもない、徹頭
徹尾清らかな、澄み
きった世界があるの
みだ、というような意
味であります。

そしてこの大燈国
師に参じた、妙心寺
の開山である関山国
師（関山慧玄）もまた、

この「関」の公案にたいへん苦しんだあげく、ついにこの関門を踏破し、師の大燈国師から、読んて字のごとく「関山」という道号を与えられました。

私たちがまた、茶席でこの「関」の字を拝見したときには、そこに大きな関門があつて、自分自身が試されていると思つてほしいのです。関門を前にして、そこから逃げるのではなく、よし、通らざばおくまいという気概で、さらに突き進んでほしいのです。いったんその難関を通つてしまえば、あとは自由自在、こつちのものです。すばらしい天地が必ず開けてきます。そうするうちに、仮に関所があつても、関所とは全然感じずに、スーッといつの間にか通過できるようになります。通過してしまつたあとで、「あつ、いまのが関所だったのかな」という境地になります。そういう境地を目指して、私たちは一生懸命生きていかなければならないのではないでしょう

か。
この暑さの中ではございますが、諸大徳の皆さまの更なるご健勝を心より祈念申し上げる次第でございます。

合掌



宗教法人と税制との関係

—課税がないことの意味—

同志社大学教授

田中 治



一 宗教法人と税制との関係

宗教法人と税制との関係をみる場合、第一に、宗教法人を特別に取り出して、宗教法人だけに税をかけるという仕組みはない、ということに注意する必要がある。事実として、宗教法人だけに課税を強化したり、その反対に課税を優遇したりする制度はない。また、そのような制度を作ることは、憲法上許されない。憲法の規定の下で、課税をとおして、宗教の自由を侵害し、政教分離原則を損なうこと、あるいは、課税の仕方により、特定の者を理由なく、不利または有利に取り扱うことが許されないのは明らかである。

第二に、およそ人が税を払うということとは、社会全体で支えるべき公共事務(道路、港湾などの社会的基盤の整備や治安、安全確保などの社会的役務の提供)を、各人の担税力(税金の負担能力)に応じて負担するということを意味する。そうすると、どの程度の税をかけるかは、基本的には、その者の担税力の存否、担税力の大きさに左右されることになる。すなわち、税は、市場における対価関係とは異なり、その者が社会から受ける便益に対する直接的な対価を意味しない(火事の場合、消防車による消火活動は、納税額の有無、多寡に左右されない、など)。税をかけることは、その者に対する社会的制裁を意味しない。また、税をかけることが、漠然とした不公平感に基づく単純な怒りの発露であってはならない。

第三に、宗教法人についても、一定の範囲で課税がされていないが、これは妥当かどうか問題となる。非課税であるとか、不課税であるとかいわれるものが

その例である。ただ、繰り返すが、非課税措置等は、宗教法人のみを取り上げて、宗教法人の利益を特に考慮して作った税制ではない、ということには特段の注意が必要である。

また、税の世界では、担税力の有無が基本だと述べたが、一般に、所得(もうけ)が生じる場面を中心としつつ、これに加えて、財産を保有する場面、消費をする場面を捉えて、担税力を認識してきた。非課税措置等は、担税力という点からみて、どのように考えたらよいか、それは、理由のない優遇というべきか、が問題となる。

以下では、主として、このような点につき、税法の観点から概括的に触れることにする。本稿で取り上げるのは、法人税、固定資産税、消費税である。非課税措置等といっても、それぞれの税の組立てによって、それぞれ違った説明になる。税制一般という大雑把な議論ではなく、個別の税目に沿った、具体的で丁寧な議論が必要となる。

二 法人税の論理と宗教法人非課税

宗教法人は公益法人の一つであり、税制としては、公益法人に関する課税の中に位置づけられる。宗教法人であるから税制上優遇されるという仕組みは存在しない。現行制度上は、公益法人は、本来の活動(非収益事業)をしている限り、たとえ剰余金(収入金額から費用を引いた残額)所得)が出て、課税はない。ただし、民間の事業との競争、競争条件の平等の観点から、収益事業(法の定める三四の業種)については、これを課税の対象とする。

公益法人の本来の活動はなぜ非課税

か。その理由づけは、いろいろ挙げられる(その活動に公益性がある、など)が、必ずしもはつきりしない。とはいえ、法人税の税制の論理からいえば、公益法人の本来の活動から生じた剰余金に課税をしないのは、当然だということになる。

わが国の法人税が念頭に置くのは、基本的に営利法人(株式会社など)である。株式会社は株主が配当を得ることを目的に作った団体であるので、法人の利益が配当として個人株主に行き着くまでの所得税の前取りとして、法人の所得の一定割合をいわば暫定的に法人税として徴収するものである。ところが、所得の獲得やその個人への分配を予定しない公益法人には、個人に分配される所得(配当)がない。個人に行き着く所得(配当)がないのであるから、公益法人から所得税の前取りをしようにも、その前提自体がないため、できないことになる。

このように、公益法人の本来の事業について生じた剰余金に課税をしないのは、公益法人に対する優遇措置や特権ではなく、法人税の制度原理から生じた制約であるにすぎない。

このような考え方は、平成一八年の公益法人制度改革関連三法および平成二〇年度の改正税法によっても、排除されていない。確かに、今回の公益法人制度改革において、当初は、すべての法人を原則課税とし、その例外として公益性の認定を受けた一部の法人を非課税または免税にする、という方向が示されたことがあった。しかしながら、最終的にこの試みは頓挫した。平成二〇年度の税制改正につき、公益法人に対する課税の歴史において初めて原則課税の方針を採用した、とする見解は、立法の形成史と、最終的に制定された税法の規定を讀

み誤ったものといわざるをえない。

なお、収益事業課税に関して、宗教法人が行うベツト葬祭業につき、収益事業として課税をしたことは違法ではないとされた（最高裁判平成二〇年九月二二日判決）。最高裁判決は、支払われた金員が、役員等の対価なのか、喜捨なのか、および、当該事業が他の一般事業と競合するか否か、などを踏まえ、当該事業の目的、内容、態様等の諸事情を社会通念に照らして総合的に判断すべきだとしている。このような判断手法については、それなりの合理性があるものの、そもそもなぜ公益法人の本来の活動は非課税なのか、一定の教義と様式を備えた宗教行為と競合する一般事業とは何をいうのか、などの点において、必ずしも十分な説得力はない。法人税法の規定（四一条一項）の仕方によれば、公益法人の本来の事業は、もともと課税の対象とされておらず、例外的、限定的に、一般事業との競合性を理由とする収益事業課税が認められるにすぎない、というべきである。

三 固定資産税の論理と宗教施設非課税

固定資産税は市町村が課する税である。固定資産税の非課税項目として、「宗教法人が専らその本来の用に供する」「境内建物及び境内地」（地方税法三四八条二項三号）が掲げられている。

これは物的課税除外といわれるもので、固定資産の用途に着目して、非課税とされる。この用途に着目するというこの意味は、宗教法人が自ら所有するものはもちろんのこと、その宗教法人が他人所有の建物や土地を借り受けてこれを境内建物や境内地としての用途に供

しているものであっても、宗教法人がその建物等の所有者に対して、家賃、地代等を払っている場合を除き、固定資産税は非課税とされる。

このように、宗教法人が宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成するという目的を達成する等のために利用される固有の建物、土地については、固定資産税は課されない。その理由は、必ずしも明確ではないが、宗教の本来の用に供する建物や土地は、担税力という点からみて十分なものはなく、また、それに対する課税は、政策上も適切ではないと考えられたためと思われる。

固定資産税は、建物、土地等の固定資産を保有することに担税力を見出す税である。それは、課税によって、固定資産の一部を現実に取り取ることを予定していない。それは、財産保有の背後に、一定の恒常的なフローとしての所得を想定し、財産の大きさに応じて負担を求めたとしても、その負担に対応する所得があることを見込んでいる（工場用地に対する課税は、当該事業から生じる所得を予定している、など）。

宗教活動に用いられる建物や土地に課税をするならば、その税負担をまかなうために、当該宗教法人は、一定の金員を信者等から恒常的に集めることを余儀なくされる。本来、信者の喜捨等によって運営されている宗教法人に対して、世俗の所得や収益を直ちに反映するものではない建物、土地をもっているからといって、その保有に課税することは、納税資金のために、宗教法人本来の活動の範囲を超えた負担を負わすことになる。

宗教法人に対する上記の固定資産税非課税措置は、一種の政策的要素も含ん

でいる。とはいえ、その措置は、宗教施設を保有することによる担税力が基本的に存在せず、また、それへの課税による宗教活動への過度の抑制を排除するという意味において、相当といつてよいと考える。

なお、固定資産税の非課税措置においては、民間との競合性等の有無は問題ではない。また、法人税にいう非収益事業であれば、当然にこの措置が排斥されるという関係にはない。問われるべきは、地方税法の条文の規定のとおり、問題の建物や土地が宗教活動の用に供せられているかどうかである。このような視点に立って、動物の遺骨を収蔵保管している建物およびその敷地部分の土地は、固定資産税の非課税措置を受けるとする裁判例（東京高裁判平成二〇年一月二三日判決）があり、これは基本的に支持されてよい。

四 消費税の論理と宗教活動不課税

国税である消費税に関しては、今のところ、課税庁と宗教法人との間で目立つトラブルはないようであるが、消費税の組立ては、法人税とは異なる面があり、注意が必要である。

消費税は、問題の取引が、①国内で行われる、②事業として行われる、③対価を得て行われる、という三つの基準をすべて満たす場合に課税される。宗教法人の諸活動（祈祷料、お守り、お布施、拝観料等）に対して消費税がかからないのは、宗教活動が対価性をもたない限りにおいてである。このような宗教活動は「非課税」というと、現行の非課税規定には入っていない。それは、要するに、消費税を課すための三基準の一つで

ある対価性の基準を満たしていない（したがって、これは「不課税」だと説明される）というだけで、もし対価性の基準を満たせば、当該宗教法人に対して、消費税の課税の可能性があり、ということの意味する。

また、法人税にいう本来の事業（非収益事業）であれば、当然に消費税はかからないかというところではない、ということになる。対価性とは何かにかかわるが、宗教法人の本来の事業であっても、例えば、仮に、宗教法人の側が、お布施の金額、戒名の金額をあらかじめ明示し、これに対応する限りで役務を提供している（このようなことが宗教者としては許されるものではないとしても）、という事実がある場合には、おそらく、給付と反対給付が合理的に対応しているものとして、対価性の基準を満たしているかと判断されるであろう。

また、法律の規定からは、対価性の意味合いや限界ははつきりしない。信者が喜捨として提供した場合でも、何らかの対価関係をみようとすると傾きも根強く存在する。状況によっては、一般的な納税者の公平感、バランス感覚を根拠に、対価性の基準の解釈が簡単に広げられるかもしれない。

本来の宗教活動において、対価性の存在を疑わせるような事実がある場合には、課税庁との間で必要なトラブルになりかねない。喜捨を基本とする宗教活動の原点に立ち返ることが重要である。以上のとおり、宗教法人非課税とはよくいわれることであるが、関係する税の組立てによって、その意味はかなり違ってくる。制度の仕組みや論理に十分な目配りをしつつ、地に足のついた議論をしていくことが大切である。

宗教都市京都で医療と仏教との対話を

京都大学副学長

経済学博士 西村 周三



1. はじめに

「長生きを寿ぐ」という長寿社会を迎えているはずの日本で、最近悲しい出来事が起きている。百十歳、百歳以上の長寿者で、行方が知れない方々いるので調査をしているという。昔なら考えにくいことだと嘆く声が多いが、その背景にはさまざまな複雑な要因が絡んでいる。

そもそも長寿者の数が劇的に増加しているということを考慮すべきであろう。従来の家族社会のイメージでは解決できないことも多い。百歳以上の人々の子供は、主として七十歳代である。従ってお世話のできる人々は、多くの場合孫の世代ということになる。お世話のできる世帯は、三世代世帯ではなく、四世代世帯でなければ、お世話は困難であろう。

これに拍車をかけているのが少子化である。これによって、家族が何代も続くことが希有になりつつある時代に、四世代の家族を、少なくとも近隣で営むこと自体が、今の産業構造からして実現不可能なのだ。例外的な現象として考えうるのは、農業や自営業を代々営む人々あるいは、それに近い人々くらいで、こういった人々だけがおいちゃん、おばあちゃんと、孫、ひ孫が同居ないし近隣に住めるのだというふうに、考えを改めたほうがよい。

このような変化を、倫理や道徳の荒廃に求める声が強い。確かにそれは嘆くべきことには違いないが、嘆いてば

かりいる訳にはいかないのではないだろうか？ 今起きている社会の大きな変化を真剣に捉え、それに対応できる倫理、道徳、宗教のあり方を考えるべきではないだろうか。そういう趣旨のもと、以下では、社会の変化に対応して医療と宗教とがどのように接点を求めるべきかについて考えて見たい。そしてそれを考えるにあたり、特に、宗教都市京都の果たすべき役割が大きいのではないかとすることも述べてみたい。

2. 医療と宗教

こんなエピソードがある。医師や病院が、ある患者さんの命に終わりが迫っていると診断し、家族を呼び寄せるように依頼したとき、概して神妙に現実を受け止めようとするのは、同居している家族であり、他方で、日頃疎遠で、遠く離れたところから呼び寄せられた家族ほど、延命措置を求めるといふ。これはある意味自然なことである。これはある意味自然なことである。日頃できなかった親孝行を、医師に代理として果たして欲しいとの気持ちの表れでもある。

そういう気持ちはわからないでもないが、医師や病院にしてみれば迷惑な話である。日頃当該の患者と接している家族と、そうではない家族の意向のどちらを尊重すればよいのであろうか。家族の間の過去の深い歴史や兄弟姉妹同士の葛藤などを知るよしもない医師に、最後の重要な「延命」という決定

を委ねられるのは、とても辛いという。そして勢い、安全を考えて、「より延命」を選択するという。

もちろん患者の家族の方にも言い分がある。医師の先生方は、難しい専門用語をたくさん使って、患者の家族に治療法の選択を求める。ある手術を受けさせますか、それともくすりや放射線による治療だけにしますか、と。ちんぷんかんぷんでわからない。特に最近難しくなっているのは、医療技術が進んで、人工呼吸器や「胃ろう」といった延命のための手段が多く開発され、それを受け入れるかどうかの選択を求められる時である。

いま私は「延命のための技術」といったが、そもそも何をもって「無理な延命」と言い、「治療可能な医療」といふかの選別がきわめて難しい。元氣なときに、「延命治療」はいらないという人々が多いが、その大部分の人々は、何をもって「無理な延命」というか知らないで言っている。たとえば「そのときがきたら断食をする」という人がいるが、「そのとき」がいつのことを指すのか、明らかでない。

こういった問題提起をすると、それはやはりお医者さんに決めてもらおうべきだという人がいるが、実はお医者さん自身が、この種の問題への対処で毎日頭を痛めている。そこで、お医者さん側から見た興味深い現実を説明しよう。最近、がんで死亡する人々が増えている。もはや人々の40%程度ががんで死亡する時代がやってきた。正確に

いうとがんになる人々は約半数を占める。死因の統計上はがんでなくとも、それ以外の病気ががんと複合的に罹患して、最後はがん以外の要因で亡くなる方々もいるからである。

がんの場合の方が、それ以外の疾病の場合と比べて、より正確に余命を予測できるようである。しかしながら、がんの場合でも、お医者さんの余命の予測はそれほど正確ではない。この予測の精度について、アメリカでの興味深い研究がある。アメリカでは、かなり死期が近いと診断された患者への診断が、どの程度正確であったかを調査した例がある結論は、長短二週間程度の誤差でも、正確に予測できた例は三分の一程度だったという。つまり、たとえば一ヶ月と予測して、二週間から六週間の範囲で亡くなった方は三分の一にしかならなかったという。

言うまでもないことだが、私は医師や医療を責めているのではない。人の余命というのは、医療技術が進んだ今でも、そんなに簡単に予測できないということである。ただ、この議論の複雑なのは、いわゆるホスピスのような「無理な延命措置」をしないところで予測の精度は高いという点である。

しかもこれは比較的予測が正確と思われるがんの場合の話であって、がん以外の場合の予測はもっと難しい。日本人の半数以上の死因は、がんではないのだから、いかに余命の予測が難しいということがわかってもらえらるであらう。

以上の事例の説明で想像してもらいたいことは、命の最期の出来事は、さまざまな要因が絡んだ神聖なものであり、医師や病院だけに決定を任せるには、あまりにも重大すぎる決定だということである。そして、このときに、仏教をはじめとする宗教が、各種のアドバイスを提供できることがたくさんあると私は思うのである。そしてそうであるとすれば、亡くなる前、宗教者の出番を作る工夫を、医療界と宗教界とが協力して作るお膳立ての仕掛けをなすべきだと思う。京都はこういった試みをする格好の場所であるに違いない。京都市民が先頭になつて、これからの社会での、医療と宗教とを結ぶ実験の立会人になれるのではなからうか？

3. 家族のこと

実は今までの説明で触れてこなかった大切なことがある。それは要約的に言えば、人の命は「本人だけのものではなく、家族のものでもある」という点である。あるいはこのような表現は過激な言い回しに聞こえるかも知れない。欧米の生命倫理の研究は、おそらくキリスト教文化の影響と思われるが、「患者の自己決定権」を強調してきた。それは、患者の命が、治療をする医師のものではないという当たり前の現実を述べるために強調されてきたものと思われるが、そのときに、家族の存在が、やや軽んじられて輸入されてしま

ったのではないかと思われる。「おそろく」キリスト教文化の影響といったが、キリスト教世界においても、家族への配慮はきわめて重要な課題であるはずである。

ともあれ、少なくとも日本では「家族」の存在は重い。そして仏教思想には、おそらく家族を含む周辺社会との調和という発想が強いと、私は日頃感じている。日本の習俗としてのお葬式は、死者への弔いという意味以上に、社会との接点を維持する行為としての側面を強く持っているだろう。

だとすれば、終末期の治療のあり方は、単に患者個人だけでなく、家族などへの配慮も必要とならう。少なくとも遠く離れた家族が集まるまでの延命治療は、誰もが容認するに違いない。たとえ患者自身が少々痛みで苦しんだとしても、患者本人は、家族への別れのためには、少しは我慢しても良いと考えると想像するのは私だけだろうか？

4. 宗教都市京都への期待

以上の問題をもう少し広げて考えて見たい。最近NHKが「無縁社会」というテーマを設定して次のようなキャンペーンを行った。それは、家族を持たない人たちが急増していること、かに家族があっても、家族同士の行き来が疎遠になっていることなどである。そしてその中で、お寺やお墓の役割が改めてクローズアップされた。

私は、人々の信仰心は決して失われていないと考えるが、お寺やお墓の機能を考え直さないと、こういった人々の救済ができない時期が来いていると思う。家族との関係が疎遠な人々が増大するに伴って、宗教のあり方も、家中心の発想から、地域コミュニティなどを巻き込んだ宗教の可能性を探る必要性が強まっているのである。

もちろんこのような現実には相当数の仏教者の共通の理解となつていないことは言をまたない。しかしこういった問題は、一寺院や一教団だけの問題ではない。一つの地域全体で取り上げ、多数の市民が一緒になつて知恵を出し合うことが必要ではないだろうか？

京都には、多くの寺院があることは周知の事実であるが、それだけではなく、全国的に見て病院の数も多い。医療と宗教との接点は、単に終末医療だけではなく、他にも多くある。「生老病死」は、今まさに日本の多くの地域において解決すべき重要な課題である。

私の専門は経済学であるが、経済学において、最近「幸福の経済学」という分野の研究が盛んとなっている。そこで一つの重要なテーマは、物質的な欲望の満足を越えたところでの、人と人とのふれ合いやそれに基づく社会の作り方である。私は経済学の中でも、医療経済学を専門としているので、医療界と宗教界の仲立ちに、微力ながら役立ちたいと願っている。京都市京都が、日本の先頭をきつて、こういう対話が広がればよいと思う。

遍路の途中

アンティオック大学海外教育学部
日本仏教学研究プログラム

サイト・コーディネーター エイミー・ツジモト

現在アメリカにおける仏教徒の数は、推定三〇〇万人と言われる。さらに仏教に関心をもつ人々、仏教に強い影響を受けた人々は相当数にのぼる。また仏教寺院には行かないが、自分自身で座禅をくむ人々も少なくない。彼らは既成仏教集団や仏教団体にかかわることなく仏教のうちに潜む靈性にひかれる人たちである。全米各地の大学では仏教学のクラスが開講され、学生達の間でも仏教に対する関心の高まりは上昇を続けている。

そうした状況の中で、わがアンティオック大学は一九九九年、全米から仏教を学ぶ学生を選考、はじめて京都での移動ゼミを試みて成功する。これは単に研修旅行なるものと違って、アメリカでの大学の前期カリキュラムをそっくりそのまま日本に持ち込み、学生たちは講義を受けるのみならず、日本での寺院体験を積み、真の仏教とはなんであるのか、九月から一二月にかけて、三ヶ月間を休みなく実践していくプログラムである。

一〇周年を迎えた昨年、アメリカは経済危機に見舞われる。仏教を学ぶ学生にとってこのプログラムは、生涯一度の大きなチャンス、みな

競って応募。選考が決まると、自分たちが在籍する大学の授業料ではまかなえず、彼らは大学が終了する五月から日本出発までのおおよそ四ヶ月、日本行きの費用を捻出しようとアルバイトに精を出す。そんな彼らだが、昨年は働けど働けど追いつかない失意の日々が続いた。ある学生は飛行機代が捻出できずギブアップ寸前。またある学生はリーマンショックで両親の突然の解雇。これまでの努力が水の泡だと嘆いた。プログラム開講一〇周年を迎え、過去の受講学生達の喜びやプログラムを絶賛する声を前に、いよいよ一〇年目にして閉校を危ぶまれる声も聞こえてくるようになった。

この年の春、会議で来日の機会を得たくしは、学生救済のための基金を求めて奔走した。だが時期悪くどの宗派も当年度の申し込みは終りましたと素っ気ない。吉報を待つ全米に散らばった若者達の胸中を思うと胸が締め付けられそうだった。明日は帰国という日の朝、ふとしたことから、京都仏教会に直訴してはどうですか、とアドバイスされた。わらをもつかむ思いで出かけた。アメリカの経済事情、学生達の心情を訴え続けるわたくしに、京都仏教

会の関係者は真摯に耳を傾けてくれた。そして「学生さんにお伝えください。できるだけことはいたしましょう」と即座に約束してくださった。

そのご厚意によって開講一〇周年目の昨年、七名の学生が京都プログラムを実現させた。それは何よりの記念の証となった。二〇〇九年九月、クラスが開講して二週間、一人の学生が京都仏教会へのお礼をしたためたと行ってわたくしのところへやってきた。

「ぼくは謙遜の心で以て、あなた方のご支援に感謝したいと思えます。あなたの方の温かい真心によって、いま私は大いに学びつつあります。日本で仏教を研究することで、私の人生が大きく変わり、一つの支えとなりつつあります。クラスで私は仏教に「八正道」なるものが存在することをはじめて知りました。それ以来、日々の生活の中に取り入れるようにしています。一緒に学ぶ仲間たちも同様です。今後もひきつづき支援がいただけるなら、私の後に続く多くの学生は我々と同じ経験を積むだろうと確信します。ふたたび、心よりの感謝をこめて」

わたくしは思わず目頭が熱くなっ

た。この学生は仏教が好きでたまらない。毎年、費用を捻出しようと大学が終わるとアラスカまで出かけ日本人のために鮭の収穫に命がけで出かけていた。この年がいよいよ最後、もうだめかとあきらめた時の吉報だった。そして、プログラム始まって以来、漸くアフリカ系アメリカ人学生の参加が実現。これも画期的なことだった。これまでは何人も学生たちが志半ばでひきさがらなければならなかったのである。

さて、学生たちの一日である。朝五時半起床、ただちに四〇分間の座禅。終わると仏前で学生中心におつとめが始まる。それが終わると宿坊とする興正寺境内の掃除をはじめてのち朝食に入る。食事のはじめと終わりにはお経を唱え、全員無言で食事をした。それから拝借している龍谷大学のキャンパスに入り、八時から一二時半までクラスがつまっている。学生たちはキャンパスに入ると阿弥陀如来が安置されている本館に向かって一礼。それによって禅宗で言うところの「行学一如」の精神で一日を送っていく。午前中いっぱい授業が終わると、午後はそれぞれに自由研究の時間。夕刻五時にはふたたび学生たちで座禅。全員で夕食をとり一日が終わる。ざつ

とこれが彼らの一日のスケジュールである。

週末になると京都周辺の各寺院を訪ね、教授は宗教的意義、文化的意義を学生達に講義する。臨西禅学の授業が終わると天竜寺にて一日の参禅。曹洞禅宗が終了後、直ちに越前、宝慶寺を訪れ、数日間雲水と共に時間を共有し体験を積む。さらには高野山において真言密教を修学。さらに足を伸ばし大峰山にて修験者達の精神道を、滝行などを通して彼らの心に迫るべく体験を積んでいく。浄土真宗を学ぶ時、西本願寺のおつとめでかけ、朝六時から参拝者として日々を打ち過ごす。そして四国にも出かけ遍路道を四日間くまなく歩く。京都での夏の終わりから秋そして冬へと季節はまたたくまに巡っていく。

最後の二週間、学生達は個別的に研究期間を与えられ、自分の研究テーマにそって全国的に散らばっていく。あるものは四国お遍路の途中で出会った一ヶ寺の住職に心ひかれ再び戻って体験を積み、あるものは禅寺に入り接心などを体験する。次第に寒くなる気候をもととせず、険しい山を登り修験者さながらの体験をしようと踏ん張るアメリカの若者たちもいる。このようにこのプロ

グラムは、単に学問を重んじるだけでなく、同時に、いやそれ以上に自らの身を呈して仏教を様々な形で体験し、享受していく。

だからこそ、終盤に入ってくると学生達には実に幅広い反応が生まれてくる。特に顕著な変化は、プログラムの経緯を通して知る「恩」あるいは「報恩」というものの意義に目覚め、身を以て知る手がかりを得る時だ。個人主義のアメリカで、時として他人のことが目に入らなくなる現代の若者たちが、かつてないほど自己を見つめ、己の心を知り、これからの人生を大きく変える礎ともなっていく。最後の二日間は学生たちが研究期間中体験した様々な体験や思いを教授たちに語る時間である。学生たちは学期中の成績がかかると、一方教授たちには、成長した学生たちを前に、別れが近づくと寂しさがよぎる瞬間でもある。冒頭に書いたが、このプログラムは、他の留学プログラムとは違って、教室だけの研修会ではない。仏教のまなことをおとして、日本文化を理解し、実践するためにあるものである。だからこそ宿坊を選び、集団生活を実践させる。

最後に、一つのことを終えた達成感に浸る若者の姿として今一人、京

都仏教会への礼節をこめた言葉をご紹介しお礼の言葉としたい。

「いよいよ最後の週に入りました。僕は今、皆様方の温かい真心に対し、十二分に感謝させていただいていることをお伝えしたいと思います。このプログラムは単に、日本の仏教についてのみならず、日本文化や様々な知識を僕に与えてくれました。京都に於て以来、日本文化のエッセンスを学ぶにつれ、ぼくは日本人の、とりわけ仏教徒の中に潜む、その人道主義的な要素を見ることができました。京都に滞在することによって、京の人々は世界の人々と共に生きていくのだと認識するようになりました。顔や形や文化、言葉は違っていても我々は同じ人間なのだ、すなわち、我々はみんな自分の文化や信仰、あるいは、行いによって生かされているのだ、と仏教を学ぶことによって、あらためて実感したのです。皆様方の温かい支援がなければ、僕は京都へ来ることができませんでした。国は違っても、人は互いに依存しあい、そして、相手の人々の命によって、自分たちの命も生かされているのだと自覚するようにもなりました。だからこそ、ぼくは心から皆様方の厚意に感謝したいのです。本当にありがとうございます」



ZENBUTSU
全仏だより



第41回全日本仏教徒会議栃木大会の開催概要決定

全日本仏教会では、全一仏教運動の実現のために2～3年に1度、全日本仏教徒会議を都道府県仏教会と共催し、加盟団体及び地域社会との意思疎通を図るとともに仏法興隆を促進致しております。

前回大会「第40回全日本仏教徒会議神奈川大会」は、平成19年11月19日・20日にパシフィコ横浜にて開催いたしました。

この度、第41回全日本仏教徒会議栃木大会の開催概要をお知らせいたします。参加方法等の詳細は後日加盟団体宛にお知らせいたします。

日 時 平成22年11月9日(火)・11月10日(水)

会 場 第1日 宇都宮グランドホテル

基調講演・シンポジウム・加盟団体代表者会議等

第2日 宇都宮市文化会館(大ホール)

記念式典・記念講演等

賛助会員募集について

全日本仏教会は、伝統仏教界の活動や今後社会に於いて果たすべき役割を広く一般の皆様にご理解、ご協力頂く為に、賛助会員を募っております。

皆様方には、賛助会員制度の主旨をご理解いただきまして、賛助会員の勧誘にご協力賜りますようお願い申し上げます。

※ 本会ホームページから、賛助会員要綱が閲覧できます。また申込書などプリントアウトできます。ご高覧いただきまして、是非ともご入会いただきたく、宜しくお願い致します。

救援基金へのご協力のお願い

全日本仏教会では、国内外における災害救援や人道的支援に対し、緊急且つ迅速な対応をすべく「救援基金」を開設しております。

加盟団体・各御寺院・檀信徒・門信徒の皆様のご協力をお願い申し上げます。

救援金の送付は下記の要領でお願いいたします。

記

【郵便振替】

口座番号：00110-9-704834

口座名義：全日本仏教会救援基金

【銀行振込】

中央三井信託銀行 本店営業部

口座番号：(普通)0973031

口座名義：財団法人 全日本仏教会

※ 第41回全日本仏教徒会議、賛助会員、救援活動及び基金の寄託先に関しましては、ホームページ及び機関誌『全仏』上にて順次報告・公開を行っております。



財団法人 全日本仏教会
WFB(世界仏教徒連盟)日本センター

〒105-0011

東京都港区芝公園4-7-4 明照会館2F

電話 03-3437-9275 FAX 03-3437-3260

<http://www.jbf.ne.jp/>

E-mail info@jbf.ne.jp

事業・活動報告

平成二十二年一月一日〜平成二十二年六月三十日迄

*は当会主催の行事・会合

平成二十二年度

一月 六日	西陣織工業組合新年総会	於 西陣織会館	三月二十七日	立松和平さんを偲ぶ会へ有馬理事長参列	於 東京都青山葬儀所
一月十六日	京都中央葬祭業協同組合新年懇親の会出席	於 木乃婦	三月三十日	全日本仏教会評議員・参与会出席	於 リーガロイヤルホテル京都
一月十七日	明日の京都づくり府民会議総会出席	於 平安会館	四月 三日	柴田是真展開会式列席	於 承天閣美術館
一月十八日	京都市観光協合理事会出席	於 京都ブライトンホテル	四月 八日	おしゃかさまを讃える夕べ開催	於 京都全日空ホテル
一月二十日	地震火災から文化財を守る協議会出席	於 防災研究会	四月十四日	京の七夕実行委員会設立総会出席	於 平安会館
一月二十二日	大阪府仏教同友会新年総会出席	於 大阪リーガロイヤルホテル	四月十七日	第一回医療と仏教研究会	於 全日空ホテル
一月二十九日	『京佛』新年号会報発送	於 仏教会事務所	四月十八日	永観堂禪林寺法主中西玄禮祝下晋山式・祝賀会列席	於 永観堂禪林寺
二月 二日	京都知恵と力の博覧会推進協議会総会出席	於 ホテルグランヴィア京都	四月十九日	こどもはなまつり	於 仏教保育園協会
二月 十日	宗教と政治検討委員会開催	於 京都東急ホテル	四月二十日	京都府宗教連盟常任委員会出席	於 立正佼成会京都普門館
二月十一日	洗建先生亀岡日本基督教団講演	於 日本基督教団丹波新生教会	四月二十七日	京都仏教幼稚園協会はなまつり出席	於 京都都会館
二月十二日	全日本仏教婦人連盟新年修正会出席	於 グランドプリンスホテル高輪	五月 一日	第八十三回理事会開催	於 承天閣美術館
二月十八日	京都市観光振興推進計画策定委員会出席	於 平安神宮会館	五月十四日	庭野平和財団講演会出席	於 立正佼成会京都普門館
三月 一日	京の七夕の実行委員会設立準備委員会出席	於 京都商工会議所	五月十九日	社会を明るくする運動京都府推進委員会出席	於 平安会館
三月 七日	京都府緑陰講座有馬頼底理事長講演	於 慈照寺	五月二十一日	慈照寺開山忌列席	於 慈照寺
三月 九日	北九州市社会福祉協議会へ寄付金贈呈	於 北九州市	五月二十四日	清水寺国家安泰世界平和祈願献花祭列席	於 清水寺
三月 九日	同和・人権問題連絡協議会出席	於 光明寺	五月二十四日	日田西山妙音弁財天法要列席	於 日田市
三月 十日	『京の伝統産業』未来を担う人づくり事業講演会出席	於 承天閣美術館	五月二十五日	京の七夕幹事会出席	於 京都商工会議所
三月十二日	日本宗教連盟主催宗教と税制シンポジウム出席	於 東京佼成図書館	五月二十六日	京都モデルフォレスト協会通常総会出席	於 平安会館
三月十三日	『鹿苑寺に想いを寄せて』世界遺産対談開催	於 鹿苑寺	五月二十七日	鹿苑寺客殿障壁画落慶法要列席	於 鹿苑寺
三月十三日	東山花灯路開会式出席	於 知恩院国宝三門	五月三十一日	全日本仏教会評議員会・参与会出席	於 リーガロイヤルホテル京都
三月十五日	清水寺「千手観音」奉納公演記念樹・記念碑除幕式出席	於 清水寺	六月 五日	第二十八回宗教学術研究会・第六十回宗教学法学会出席	於 甲南大学岡本キャンパス
三月十五日	古典の日推進委員会総会出席	於 ホテルグランヴィア京都	六月十一日	京都文化交流コンベンションビューロー評議員会出席	於 ホテル日航プリンス京都
三月十六日	京都市深草墓園春季慰霊祭列席	於 深草墓園	六月十一日	日本 A P E C 京都財務大臣会議支援協議会設立総会出席	於 平安会館
三月十九日	京都モデルフォレスト協会理事会出席	於 ルビノ京都堀川	六月十四日	第八十四回理事会開催	於 京都仏教会会議室
三月二十日	東寺保育園落慶法要列席	於 東寺保育園	六月二十日	N P O 法人関西骨髄バンク推進協会二〇一〇年度総会	於 大阪府立成人病センター
三月二十一日	第四回国家と宗教研究会開催	於 承天閣美術館	六月二十二日	京都市観光協会通常総会出席	於 ウェスティンホテル京都
三月二十三日	春季彼岸焼骨灰供養法要開催	於 相国寺	六月二十三日	京都府宗教連盟委員会出席	於 立正佼成会京都普門館
三月二十四日	民主党副幹事長と面談	於 国会・文化庁	六月二十三日	近畿宗教学連盟常任理事会出席	於 立正佼成会京都普門館
三月二十六日	関西野生生物研究所へ寄付金贈呈	於 京都仏教会会議室	六月二十四日	理事・評議員合同役員会開催	於 承天閣美術館
			六月二十七日	知床法要列席	於 知床

平成21年度 京都仏教会決算報告書

前期繰越金 ￥ 4,954,715

当期歳入総額 ￥70,436,329

当期歳出総額 ￥72,307,740

次期繰越金 ￥ 3,083,304

自 平成21年 4月 1日

至 平成22年 3月31日

【歳入の部】

款 項 目	科 目	予 算 額	決 算 額	増 減
	前 年 度 繰 越 金	4,954,715	4,954,715	0
1	会 費 取 入	3,100,000	2,899,000	- 201,000
1	会 費 ・ 賛 助 金	3,100,000	2,899,000	- 201,000
1	一 般 会 費	2,300,000	2,159,000	- 141,000
2	賛 助 会 費	800,000	740,000	- 60,000
2	活 動 協 力 金 取 入	33,150,000	39,776,445	6,626,445
1	教 化 伝 道	33,100,000	39,707,595	6,607,595
1	参 加 勤 行	17,000,000	17,471,420	471,420
2	骨 灰 法 要	800,000	891,000	91,000
3	墨 蹟 展 覧	3,000,000	5,000,000	2,000,000
4	護 摩 木 供 養	2,000,000	2,267,175	267,175
5	花 ま つ り	2,300,000	2,390,000	90,000
6	観 光 推 進	3,000,000	3,020,000	20,000
7	桜 事 業	2,000,000	2,000,000	0
8	世 界 文 化 遺 産	3,000,000	3,000,000	0
9	伝 統 産 業 人 材 育 成 補 助 金	0	3,668,000	3,668,000
2	広 報 ・ 出 版	50,000	68,850	18,850
1	開 運 曆	50,000	68,850	18,850
3	寺 院 協 力 金	27,235,300	26,840,294	- 395,006
4	雑 収 入	30,000	903,118	873,118
1	雑 収 入	30,000	903,118	873,118
1	運 用 収 入	1,000	1,398	398
2	雑 収 入	29,000	901,720	872,720
	預 り 金 の 増 加 額	0	17,472	17,472
	合 計	68,470,015	75,391,044	6,921,029

【歳出の部】

款 項 目	科 目	予 算 額	決 算 額	増 減
1	事 務 局 費	29,810,000	29,729,190	- 80,810
1	人 件 費	20,150,000	20,137,569	- 12,431
1	職 員 俸 給	16,500,000	16,330,244	- 169,756
2	厚 生 費	2,300,000	2,458,418	158,418
3	通 勤 費	850,000	849,120	- 880
4	退 職 準 備 金	500,000	499,787	- 213
2	管 理 費	7,160,000	6,630,746	- 529,254
1	通 信 ・ 運 搬 費	800,000	715,411	- 84,589
2	印 刷 費	350,000	341,576	- 8,424
3	備 品 費	450,000	404,877	- 45,123
4	消 耗 品 費	100,000	95,272	- 4,728
5	借 館 費	1,800,000	1,800,000	0
6	水 道 ・ 光 熱 費	200,000	205,540	5,540
7	旅 費 ・ 交 通 費	1,200,000	1,047,046	- 152,954
8	諸 会 負 担 費	800,000	638,100	- 161,900
9	弁 護 士 報 酬	420,000	419,988	- 12
10	会 計 士 報 酬	690,000	683,550	- 6,450
11	営 繕 管 理 費	100,000	66,316	- 33,684
12	そ の 他 諸 経 費	250,000	213,070	- 36,930
3	渉 外 ・ 旅 費	1,500,000	1,837,276	337,276
1	渉 外 費	600,000	576,957	- 23,043
2	慶 弔 費	500,000	887,033	387,033

款 項 目	科 目	予 算 額	決 算 額	増 減
4	3 交 際 費	400,000	373,286	-26,714
	4 諸 会 議 費	750,000	805,247	55,247
	1 単 仏 ・ 参 勤 会 議	150,000	141,767	-8,233
	2 そ の 他 諸 会 議	600,000	663,480	63,480
	5 調 査 費	250,000	318,352	68,352
2	1 資 料 収 集 費	250,000	318,352	68,352
	活 動 経 費	38,100,000	42,578,550	4,478,550
	1 教 化 伝 道 活 動	24,700,000	26,620,243	1,920,243
	1 参 加 勤 行	8,200,000	8,205,052	5,052
	2 骨 灰 法 要	1,700,000	1,705,544	5,544
	3 墨 蹟 展	2,500,000	4,842,407	2,342,407
	4 護 摩 木 供 養	900,000	813,916	-86,084
	5 観 光 推 進	2,000,000	2,062,558	62,558
	6 仏 教 諸 行 事 関 連	1,500,000	1,272,566	-227,434
	7 花 灯 路 事 業	200,000	200,000	0
	8 桜 事 業 拠 出 金	2,000,000	2,000,000	0
	9 福 祉 援 助 金	1,000,000	1,021,000	21,000
10 花 ま つ り	4,000,000	4,019,046	19,046	
11 成 道 会	500,000	364,411	-135,589	
12 宝 物 展	200,000	113,743	-86,257	
2	2 広 報 ・ 出 版 活 動	4,300,000	4,507,932	207,932
	1 暦 ・ 諸 出 版 他	200,000	241,770	41,770
	2 機 関 誌 発 行	2,800,000	2,989,502	189,502
	3 ホ ー ム ペ ー ジ 運 営 費	200,000	176,660	-23,340
	4 花 ま つ り 講 演 録 発 行 費	1,100,000	1,100,000	0
3	3 寺 院 運 営 援 助	400,000	426,701	26,701
	1 寺 院 運 営 指 導	100,000	55,030	-44,970
	2 永 年 勤 続 表 彰	300,000	371,671	71,671
4	4 そ の 他 事 業	8,700,000	11,023,674	2,323,674
	1 宗 教 と 政 治 問 題 研 究 活 動	2,500,000	1,675,214	-824,786
	2 時 局 対 策 金	2,000,000	1,299,999	-700,001
	3 文 化 財 保 護 対 策 費	600,000	608,350	8,350
	4 研 究 小 冊 子 発 行 補 助 金	200,000	200,000	0
	5 世 界 文 化 遺 産	2,800,000	2,972,111	172,111
	6 近 畿 宗 教 連 盟 60 周 年 事 業	600,000	600,000	0
7 伝 統 産 業 人 材 育 成 補 助	0	3,668,000	3,668,000	
	予 備 費	560,015	0	-560,015
	次 期 繰 越 金	0	3,083,304	3,083,304
	合 計	68,470,015	75,391,044	6,921,029

別紙の通り報告します。

平成22年5月26日

京 都 仏 教 会

理 事 長 有 馬 頼 底 印

理事(財務担当) 大 西 真 興 印

事 務 局 長 長 澤 香 静 印

帳簿、証票書類を監査の結果、別紙の通り相違ないことを確認しました。

平成22年5月26日

京 都 仏 教 会

監 事 山 木 康 稔 印

監 事 月 澤 泰 信 印

平成22年度 事業計画

〈総務部〉

〈*は新規事業〉

1. 諸会議	1. 役員会 2. 各種会議 3. 各種委員会 4. 諸団体連絡会議	1. 理事会 年2回 2. 評議員会 年1回以上 1. 単位仏教会 年1回 2. 参勤僧会議 年3回以上 1. 宗教と政治検討委員会 年1回以上 2. 国家と宗教研究会 年2回以上 3. 各種委員会の設置 1. 全日本仏教会 2. 近畿宗教連盟 3. 京都府宗教連盟 4. 日本宗教連盟 5. 関西宗教者の会 6. 日弁連 7. 京都商工会議所 8. 京都市観光協会 9. 京都文化交流コンベンションビューロー 10. 国際宗教研究所 11. 宗教学学会 12. 古典の日推進委員会
2. 広報・調査	5. 懇親会 1. 広 報 2. 調 査	1. 懇親会 年1回 1. 会報の刊行 年2回 2. 会員への情報提供（随時） （税務・環境問題・法人問題など） 3. 仏教会ホームページ運営 1. 各種調査・研究・統計・資料収集 （時事問題の分析）
3. 渉外	1. 慶 弔 2. 渉 外	1. 慶弔（本山寺院及び一般関係） 1. 中央省庁・府市行政との交流 2. 京都にて開催の行事・国際会議等への協力 *（本年度はAPEC財相会議）
4. 時事対策	1. 組織強化 2. 時事対策	1. 加入寺院・未組織地域の組織化 2. 賛助会員強化 * 1. 宗教法人法改正問題への対応強化 * 2. 世界遺産・明日の京都プラットホーム（立命館大学） * 3. 宗教都市京都を考える （第1回 医療と仏教を考えるシンポジウム） 4. 公益法人制度改革への対応 5. 教育基本法改正と宗教教育問題への対応

〈事業部〉

1. 仏教文化・調査・研究 広宣 2. 教化・伝道 事業	1. 仏教文化の啓蒙・ 広宣・保護 1. 仏教美術・文物紹介	1. 仏教文化の研究などの奨励・協賛 2. 古文化保存協会との交流 3. 京都文化財団との交流 1. 大墨蹟展の開催 *（本年度は佐賀県佐賀市にて11月開催） 2. 仏教番組の企画監修 （毎日放送において「美の京都遺産」、 *「京都プロジェクト室」新設）
---------------------------------------	--	--

<p>3. 寺院運営援助事業</p> <p>4. 広報・出版事業</p> <p>5. その他諸事業</p>	<p>2. 講演活動</p> <p>3. 音舞台シリーズ</p> <p>4. 仏教思想の実践活動</p> <p>5. 仏教諸行事</p> <p>6. 合同慰霊行事</p> <p>1. 寺院援助活動</p> <p>2. 宗教法人法の研究・啓蒙活動</p> <p>3. 寺院運営研修案内</p> <p>1. 定期刊行物</p> <p>2. 研究小冊子発行</p> <p>1. 文化庁・林野庁 関連協議会</p>	<p>1. 各宗派管長による仏教文化講演会の全国開催</p> <p>* 1. 本年度第23回は奈良 東大寺にて10月開催</p> <p>1. 地域福祉活動・青少年育成 (授産施設「のぞみ学園」、福祉施設・仏教老人ホーム、保育園への慰問)</p> <p>2. カウンセリング(信仰問題・情報提供)</p> <p>3. 災害募金箱の設置</p> <p>4. 文化財を守り伝える京都府基金</p> <p>5. 仏教を学ぶ米国の短期留学生支援</p> <p>1. お花まつり・こども花まつり</p> <p>2. 盂蘭盆会大護摩供法要・成道会</p> <p>3. 知床毘沙門堂法要・日田弁財天堂法要</p> <p>* 4. 京の七夕神仏合同法要(清水寺)</p> <p>1. 参加勤行(中央斎場の読経僧派遣)</p> <p>2. 深草墓園(京都府宗教連盟共催)</p> <p>3. 春秋彼岸焼骨灰供養法要 (京都中央葬祭業協同組合共催)</p> <p>1. 宗教法人の財務・税務及び法律対策 (顧問弁護士・税理士の派遣)</p> <p>2. 永年勤続住職の表彰 (50年 知事表彰 30年 会長表彰)</p> <p>* 3. 京都府伝統産業人材育成補助事業</p> <p>1. 各本山、地方の教区での宗教法人法に関する研修会への協力</p> <p>1. 包括宗教法人管理者研究協議会 宗教法人実務者研修会(文化庁)</p> <p>2. 人権研修会(京都府・全日仏)</p> <p>1. 会 報 年2回</p> <p>2. 開運暦・図書紹介</p> <p>* 1. 医療と仏教シンポジウム記録集</p> <p>1. 文化遺産を未来につなぐ森づくりの為の有識者会議</p> <p>2. 地震火災から文化財を守る協議会</p> <p>3. 外来種生物の文化財に与える影響について (関西野生生物研究所)</p> <p>* 4. 森と文化を未来につなぐ大会(日田市)</p>
---	---	--

〈観光推進事業部〉

<p>1. 諸会議</p> <p>2. 関連事業</p>	<p>1. 役員会</p> <p>2. 諸団体連絡会議</p> <p>1. 事業</p>	<p>1. 観光推進事業部会議</p> <p>1. 京都市観光協会との会議</p> <p>2. 全国小京都会議への協力</p> <p>3. 各種観光関連業界との会議</p> <p>1. 「京都・花灯路」事業(東山・嵐山界限)</p> <p>* 2. オフシーズン夏の企画「京の七夕」 (京都府・京都市・京都商工会議所・京都市観光協会・京都文化交流コンベンションビューロー)</p> <p>3. 世界遺産登録寺院企画(JR東海)</p> <p>4. 特別拝観企画の実施 (クラブツーリズムとの共同企画)</p> <p>* 5. 京都府内北部・南部観光開発(京都府と連携)</p>
------------------------------	--	--

平成22年度 一般会計予算案

当期歳入総額 ￥65,098,604

当期歳出総額 ￥65,098,604

自 平成22年 4月 1日

至 平成23年 3月 31日

【歳入の部】

款	項	目	科	目	本年度予算額	昨年度予算額	備	考
				前年度繰越金	3,083,304	4,954,715		
1				会費収入	3,100,000	3,100,000		
	1			会費・賛助金	3,100,000	3,100,000		
		1		一般会費	2,300,000	2,300,000		￥2,000
		2		賛助会費	800,000	800,000		￥3,000
2				活動協力金収入	31,550,000	31,150,000		
	1			教化伝道	31,500,000	31,100,000		
		1		参加勤行	17,000,000	17,000,000		
		2		骨灰法要	800,000	800,000		
		3		墨蹟展	3,500,000	3,000,000		
		4		護摩木供養	2,000,000	2,000,000		
		5		花まつり	2,200,000	2,300,000		
		6		観光推進	3,000,000	3,000,000		
		7		世界文化遺産	3,000,000	3,000,000		
	2			広報・出版	50,000	50,000		
		1		開運暦	50,000	50,000		
3				雑収入	30,000	30,000		
	1			雑収入	30,000	30,000		
		1		普通預金利息	1,000	1,000		
		2		雑収入	29,000	29,000		
				一般会計収入予算合計	37,763,304	39,234,715		
				寺院協力金	27,335,300	27,235,300		
				歳入合計	65,098,604	66,470,015		

【歳出の部】

款	項	目	科	目	本年度予算額	昨年度予算額	備	考
1				事務局費	30,760,000	29,810,000		
	1			人件費	20,850,000	20,150,000		
		1		職員俸給	17,000,000	16,500,000		事務局員3名他
		2		厚生費	2,500,000	2,300,000		社会保険料等
		3		通勤費	850,000	850,000		
		4		退職準備金	500,000	500,000		
	2			管理費	7,010,000	7,160,000		
		1		通信・運搬費	800,000	800,000		郵便等
		2		印刷費	350,000	350,000		コピー機リース料等
		3		備品費	400,000	450,000		什器・車両関係

款	項	目	科 目	本年度予算額	昨年度予算額	備 考
		4	消 耗 品 費	100,000	100,000	
		5	借 館 費	1,800,000	1,800,000	事務所家賃
		6	水 道 ・ 光 熱 費	200,000	200,000	ガス・水道・電気
		7	旅 費 ・ 交 通 費	1,200,000	1,200,000	
		8	諸 会 負 担 金	700,000	800,000	全日仏・府宗連等
		9	弁 護 士 報 酬	420,000	420,000	顧問弁護士2名
		10	会 計 士 報 酬	690,000	690,000	
		11	営 繕 管 理 費	100,000	100,000	
		12	そ の 他 諸 経 費	250,000	250,000	
	3		渉 外 ・ 旅 費	1,750,000	1,500,000	
		1	渉 外 費	650,000	600,000	
		2	慶 弔 費	600,000	500,000	
		3	交 際 費	500,000	400,000	
	4		諸 会 議 費	850,000	750,000	
		1	単 仏 ・ 参 勤 会 議	150,000	150,000	
		2	そ の 他 諸 会 議	700,000	600,000	
	5		調 査 費	300,000	250,000	
		1	資 料 収 集 費	300,000	250,000	調査・研究を含む
2			活 動 経 費	34,000,000	34,300,000	
	1		教 化 伝 道 活 動	22,800,000	23,000,000	
		1	参 加 勤 行	8,200,000	8,200,000	参勤僧8名法礼等
		2	骨 灰 法 要	1,700,000	1,700,000	
		3	墨 蹟 展	3,000,000	2,500,000	
		4	護 摩 木 供 養	800,000	900,000	
		5	観 光 推 進	2,000,000	2,000,000	
		6	仏 教 諸 行 事 関 連	1,300,000	1,500,000	
		7	花 灯 路 事 業	200,000	200,000	
		8	福 祉 援 助 金	1,000,000	1,000,000	
		9	花 ま つ り	3,800,000	4,000,000	子ども花まつり・福祉施設配布等含む
		10	成 道 会	400,000	500,000	
		11	永 年 勤 続 表 彰	300,000	300,000	
		12	宝 物 展	100,000	200,000	
	2		広 報 ・ 出 版 活 動	3,300,000	3,200,000	
		1	暦 ・ 諸 出 版 他	200,000	200,000	
		2	機 関 誌 発 行	2,900,000	2,800,000	年2回発行
		3	ホ ー ム ペ ー ジ 運 営 費	200,000	200,000	
	3		そ の 他	7,900,000	8,100,000	
		1	宗 教 と 政 治 問 題 研 究 活 動	2,000,000	2,500,000	
		2	文 化 財 保 護 対 策 費	600,000	600,000	外来種対策・文化財防災・文化財の森
		3	研 究 小 冊 子 発 行 補 助 金	200,000	200,000	
		4	世 界 文 化 遺 産	2,900,000	2,800,000	
		5	明 日 の 京 都 補 助 金	200,000	0	
		6	時 局 対 策 金	2,000,000	2,000,000	
			予 備 費	338,604	560,015	
			歳 出 合 計	65,098,604	64,670,015	

諸 会 議

◆ 明日の京都づくり府民会議総会

〔二月十七日〕

平成二十一年度明日の京都づくり府民会議総会が平安会館にて開催された。

議案事項として「平成二十年度事業報告及び収支決算」「平成二十一年度事業計画及び収支予算」について審議された。また、「平成二十一年度の役員の変動」「平成二十一年度の新規加入団体」「明日の京都づくり府民会議の事業展開について」が報告された。

京都府宗教連盟荒木元悦委員長が出席した。

◆ 京都市観光協会理事会

〔二月十八日〕

（社）京都市観光協会の新年理事会が京都ブライトンホテルにて開催された。

「京の夏の旅・京の冬の旅の事業」「設立五十周年事業取り組み状況」「公益法人制度改革取り組み状況」「会計規則等一部改正」「新入会員の承認について」等報告された。

当会からは、荒木元悦常務理事が出席した。

◆ 地震火災から文化財を守る協議会・幹事会

〔二月二十日〕

地震火災から文化財を守る協議会による、第一回幹事会が（財）防災研究会にて開催された。

第十四回地震火災フォーラム金沢開催に向けて、会場・基調講演者・日程調整等協議された。

当会からは、長澤香静事務局長が出席した。

◆ 京都知恵と力の博覧会推進協議会
総会

〔二月二日〕

京都知恵と力の博覧会推進協議会は、総会・感謝の集いをホテルグランヴィア京都にて開催した。

昨年十月より始まった京都知恵と力の博覧会も、期間中八〇八の事業に、延べ



● 仏教会報告 ●

六三〇万人が参加し十二月に終了した。

総会では、事業報告及び収支決算見込みについて報告され、続いて感謝の集いでは、事業報告・感謝状贈呈式が行われた。

山田京都府知事は「準備期間が短い中、オール京都で臨み、ほんまものの底ちからを発信できた。これもみなさんのおかげです。」と感謝の意を述べた。

当会からは、北川隆法理事が出席した。

◆ 宗教と政治検討委員会

〔二月十日〕

当会宗教と政治検討委員会が京都東急ホテルにて開催された。

亀岡日本基督教団主催の洗建氏の講演打ち合わせ、第四回国家と宗教研究会の研究内容等について話し合われた。

また、洛陽教会を退任される府上征三氏の退任祝いも併せて行われた。

◆ 京都市観光振興推進計画策定委員会

〔二月十八日〕

京都市は京都市観光振興推進計画策定委員会を平安神宮会館に

て開催した。

京都観光の新たな目標や、それを実現するための道筋を明らかにする「未来・京都観光振興計画2010+5」最終案について意見を交わした。

当会からは、荒木元悦常務理事が出席した。

◆ 京の七夕の実行委員会設立準備委員会

〔三月一日〕

夏の京都の新たな風物詩として今夏に予定している「京の七夕」実施に向け、実行委員会の設立準備会が京都商工会議所にて開催された。

開催時期は八月六日～十五日、堀川・鴨川河岸を会場に、光と竹で七夕を演出する。

有馬頼底理事長は「笹竹の短冊に託された全国の人々の願いを京都から、混沌とした世相に向け発信すれば大きな反響を呼ぶだろう。宗教界も出来るだけ協力したい。」と述べた。

「京の七夕」は、地元京都のために協力できる観光振興策という意味も込め、オール京都でこれを進めることで、昨年十一月実行委員会設立準備会が立ち上がった。

● 仏教会報告 ●

◆ 同和・人権問題連絡協議会

〔三月九日〕

全日本仏教会による同和・人権問題連絡協議会が西山浄土宗総本山光明寺にて開催された。

長谷川正浩弁護士（全日本仏教会顧問弁護士）による人権侵害救済法（仮称）についての講演が行われた。
当会より中尾香代事務職員が出席した。

◆ 宗教と税制シンポジウム

〔三月十二日〕

日本宗教連盟は第二十五回宗教と税制シンポジウムを東京佼成図書館にて開催した。

「宗教法人と公益性をめぐる問題―憲法学の立場から―」と題して大石眞氏（京都大学公共政策大学院長）による講演が行われた。

当会からは、長澤香静事務局長が出席した。



◆ 古典の日推進委員会総会

〔三月十五日〕

古典の日推進委員会は、総会をホテルグランヴィア京都にて開催した。

「平成二十二年度古典の日推進事業計画に関する件」「平成二十二年度古典の日推進事業収支予算に関する件」「平成二十一年度古典の日推進事業収支予算の補正に関する件」について審議された。

「京都は平安朝以来、文化の発信地また中心であるとの誇りと古典の価値を全国的に発信しなければならない」「十一月一日を古典の日として盛り上げて行きたい」など意見交換がなされた。

当会からは、北川隆法理事が出席した。

◆ 京都モデルフォレスト協会理事会

〔三月十九日〕

公益社団法人京都モデルフォレスト協会の理事会がルビノ堀川にて開催された。

「平成二十一年度事業報告及び決算見込みについて」報告され、続いて議案として「平成二十二年度事業計画及び収支予算」「理事選任の提案」「会員の承認」「事務所の移転について」審議された。

● 仏教会報告 ●

当会からは、宮城泰年常務理事が理事として出席した。

◆ 第四回・国家と宗教研究会

〔三月二十一日〕

国家と宗教研究会が承天閣美術館にて開催された。

第四回目となる今回は、京都大学こころの未来研究センター教授の鎌田東二氏が「神と仏の出逢う国」と題し研究発表を行った。

洗建駒沢大学名誉教授の論評も加え、出席の各界学者や宗教者より熱心な質疑応答が続いた。



◆ 全日本仏教会評議員会・参与会

〔三月三十日〕

全日本仏教会は、評議員会・参与会をリーガロイヤルホテル京

都にて開催した。

議案として「第二十九期理事・監事選任の件」協議事項として「平成二十二年度事業計画（案）」について意見を求める件」「平成二十二年度収支予算（案）」について意見を求める件」「平成二十一年度補正予算（案）」について意見を求める件」「第二十八期審議会報告（答申）」「第二十八期宗教教育推進委員会報告」「本財団の公益財団法人への移行」「大蔵経研究推進会議への協力」について審議された。

また、「朝鮮半島出身旧民間徴用者等の遺骨返還（厚生労働省）」「第四十一回全日本仏教徒会議栃木大会」「第二十九期各種審議会・委員会及び事務総局員・関係団体派遣役員」「本会事業説明」について報告された。

当会からは、長澤香静事務局長が出席した。



◆ 「京の七夕」実行委員会設立総会

〔四月十四日〕

● 仏 教 会 報 告 ●

京の七夕実行委員会が平安会館にて開催された。

冷泉貴実子氏が顧問に就き、寺院・神社や経済界、市民団体などの協力のもと「オール京都」で取り組む。

「願い」を記す短冊として有馬頼底理事長、千住博京都造形芸術大学学長、漫画家松本零士氏の作品の絵はがきを作成し、短冊は仏教会、神社庁の慶讃のもと五山送り火や清水寺にて焚き上げる予定。

当会からは、宮城泰年常務理事、長澤香静事務局長が出席した。



◆ 第一回・医療と仏教研究会

〔四月十七日〕

宗教都市京都を考えるとというテーマで、京都の経済界と京都大

学を中心とする学会の方々が当会と交流をもつに至って一年が過ぎる中でこの研究会ができた。本年度三回の研究会と一回の公開シンポジウムを開催する予定である。

本山の多い京都にあつて僧侶と医療に携わる人々がともに「生老病死」を考える場を、ということでの研究会となった。

この日は京都大学副学長の西村周三氏、同志社大学の篠原総一教授、山口栄一教授、当会からは発表者の中野東禅師、田中滋龍谷大学教授、佐分宗順評議員、長澤香静事務局長が出席した。



◆ 京都府宗教連盟常任委員会

〔四月二十日〕

京都府宗教連盟は、常任委員会を立正佼成会京都普門館にて開催した。

● 仏教会報告 ●

平和祈念の黙祷後、議案として「二十一年度事業報告」「平成二十一年度会計決算報告・近畿宗教連盟総会収支報告」「二十二年度事業計画（案）・予算（案）」「役員を選任」「『ARMS DOWN』キャンペーンへの協力について」が審議された。また、六十周年記念誌について報告された。

当会からは、荒木元悦常務理事、長澤香静事務局長が出席した。

◆ 第八十三回・理事会

〔五月一日〕

第八十三回理事会を、承天閣美術館にて開催した。

宗教法人の再改正に向けて政府への働きかけと今後の取り組みについて議論や報告が成された。

宗教と政治検討委員会から洗建氏、田中滋氏、田中治氏、また橋口玲京都仏教会顧問弁護士



らが出席した。

◆ 社会を明るくする運動京都府推進委員会

〔五月十九日〕

第六十回「社会を明るくする運動」京都府推進委員会が平安会館にて開催された。

第五十九回「社会を明るくする運動」京都府推進委員会実施結果報告・収支決算」第六十回「社会を明るくする運動」京都府実施要綱（案）」「社会を明るくする運動」京都府推進委員会行事計画（案）・収支予算（案）」について審議された。

本年度は「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」が行動目標・重点事項とされた。引き続き、構成機関・団体から取組及び今後の活動の報告等が



● 仏教会報告 ●

行われ、広報映画「心のリレー」が上映された。
当会からは、中尾香代事務職員が出席した。

◆ 京都モデルフォレスト協会通常総会

〔五月二十六日〕

京都モデルフォレスト協会は、総会を平安会館にて開催した。
議案事項として、「平成二十一年度決算の承認・役員を選任」
について審議された。

また、「平成二十一年度事業報告・平成二十二年事業計画及
び収支予算」について報告された。

続いて、「生物多様性と経済」と題し京都大学大学院地球環境
学堂・農学研究科教授森本幸裕氏による記念講演会が行われた。

京都モデルフォレスト運動は、社会経済の変化の中で放置さ
れ、林業関係者だけでは守ることが困難な荒れた森林を、森の恵
みを受けている府民みんなで守り育てようとする運動。

当会からは、宮城泰年常務理事が理事として出席した。

◆ 全日本仏教会評議員会・参与会

〔五月三十一日〕

全日本仏教会は、
評議員会・参与会
を東京グランランドホ
テルにて開催した。

議案事項として、

「理事の変更につい
て承認を求める件」

「平成二十一年度事
業報告について意
見を求める件」「平

成二十一年度収支
決算について意見

を求める件」「本財
団の公益財団への

移行について意見
を求める件」「朝鮮

半島出身の旧民間
徴用者の遺骨返還

について」「葬儀に
関する現況について」

が審議された。また、「審議会諮問事項」
について報告された。

当会からは、長澤香静事務局長が出席した。

◆ 第二十八回宗教法制研究会・
第六十回宗教法学会

● 仏教会報告 ●

〔六月五日〕

宗教学法学会は、第二十八回宗教学法研究会・第六十回宗教学法学会を甲南大学岡本キャンパスにて開催した。

「宗教団体の実態と宗教学法人法の限界」と題し東京基督教大学櫻井園郎氏、「宗教と公益」と題し駒沢大学洗建氏による講演会が行われた。

当会からは、長澤香静事務局長が出席した。



◆ 京都文化交流コンベンションビューロー評議員会

〔六月十一日〕

財団法人京都文化交流コンベンションビューロー評議員会が、ホテル日航プリンセス京都にて開催された。

議案事項として、「理事の選任」「平成二十一年度事業報告・決算に関する件」「平成二十二年度予算の補正に関する件」「寄附金

等取り扱い規定に関する件」について審議された。

また、「勲章、褒章受章者について」「古典の日推進委員会の受賞について」「事務局職員の任命について」が報告された。

当会からは、長澤香静事務局長が評議員として出席した。

◆ 日本APEC京都財務大臣会議支援協議会設立総会

〔六月十一日〕

平成二十二年十一月に京都にて開催される「二〇一〇年日本APEC京都財務大臣会合」の成功に向けての設立総会が平安会館に於いて開催された。

議案として、「協議会規約案の提案について」「役員を選任並びに顧問の委嘱について」「事業計画案・収支予算案について」が審議され、承認された。

当会からは、北川隆法理事が出席した。

◆ 第八十四回・理事会

〔六月十四日〕

第八十四回理事会が、京都仏教会会議室にて開催され、以下の

● 仏教会報告 ●

議案について承認された。

議案第一号平成二十一年度事業報告及び平成二十一年度決算報告の承認を求める件。

議案第二号平成二十二年事業計画案及び平成二十二年予算案の承認を求める件。

議案第三号その他。宗教法法人法の再改正に向けて・京都府「京の伝統産業」未来を担う人づくり推進事業について報告された。



◆ NPO法人関西骨髄バンク推進協会 二〇一〇年度総会

〔六月二十日〕

NPO法人関西骨髄バンク推進協会の総会が大阪府立成人病センターにて開催された。

議案事項として、「二〇〇九年度事業報告・決算報告」「二〇一〇年事業計画・予算案」について審議され承認された。

当会からは、中尾香代事務職員が出席した。

◆ 京都市観光協会通常総会

〔六月二十二日〕

（社）京都市観光協会は、通常総会をウエスティン都ホテル京都にて開催した。

議案事項として、「平成二十一年度事業報告」「平成二十一年度決算報告」「平成二十二年事業計画案」「平成二十二年予算案」「公益社団法人への移行」「役員の変更」について審議された。引き続き、観光事業関係者表彰が行われた。当会からは、徳久恵里事務職員が出席した。

◆ 京都府宗教連盟総会・ 近畿宗教連盟常任理事会

〔六月二十三日〕

京都府宗教連盟総会が立正佼成会京都普門館にて開催された。

平和祈念の黙祷の後、議案事項として「平成二十一年度事業報告、会計決算報告並びに監査報告」「平成二十二年事業計画（案）並びに予算（案）」「平成二十二年役員追認」について

● 仏教会報告 ●

審議された。

続いて、「COP15 コペンハーゲン会議に参加して」と題し、田浦健朗氏（NPO気候ネットワーク事務局長）、荒木元悦氏（京都府宗教連盟委員長）、中村憲一郎（京都府宗教連盟副委員長）による報告会が行われた。

同日午後、近畿宗教連盟常任理事会が行われ「平成二十一年度事業報告、会計決算報告並びに会計監査報告」「平成二十二年事業計画案ならびに予算案」「平成二十二年役員選任の選任」「平成二十二年度第六十二回大阪総会について」「六十周年記念誌の配布方法」について審議された。

当会からは、荒木元悦常務理事、北川隆法理事、中村寛祐評議員、平野雅章評議員、田村祐一参勤僧、長澤香静事務局長らが出席した。



◆ 理事・評議員合同役員会

〔六月二十四日〕

平成二十二年年度理事・評議員合同役員会を承天閣美術館にて開催し、次の議案が承認された。

議案第一号

平成二十一年度事業報告及び平成二十一年度決算報告の承認を求める件。

議案第二号

平成二十二年事業計画案及び平成二十二年年度予算案の承認を求める件。

議案第三号

その他。

宗教学法人法の再改正に向けて

京都府「京の伝統産業」未来を担う人づくり推進事業について
明日の京都―世界遺産プラットホームについて
京の七夕事業について

おしゃかさまを讃える夕べ講演録発刊について
国家と宗教研究会―神仏―記録集発刊について
宗教学都市京都を考えるシンポジウム「第一回医療と仏教」について



行事

◆西陣織工業組合新年総会・従業員表彰式

〔二月六日〕

西陣織工業組合の、平成二十二年新年総会・従業員表彰式が西陣織会館にて開催された。

同組合は、明治十六年に西陣織物業組合として発足、昨年創立百二十五周年を迎えた。

新年総会では、従業員表彰、西陣織関係の功労受賞者が紹介された。

当会からは、荒木元悦常務理事、長澤香静事務局長が出席した。



◆京都中央葬祭業協同組合新年総会

〔二月十六日〕

京都中央葬祭業協同組合は、多くの本山が集中する京都で全国の葬祭業の中心となって活動しており、当会とは永きにわたり、春秋彼岸の焼骨灰供養法要を共催で執り行っている。

この日、組合の新年総会が開催され、各組合員からは、厳しい時代のニーズに応えるべき葬祭のあり方について次々と意見が出された。

当会からは、荒木元悦常務理事、長澤香静事務局長が出席した。

◆大阪仏教同友会新年総会

〔二月二十二日〕

大阪仏教同友会の、新年総会が大阪リーガロイヤルホテルにて開催された。この同友会は寺院と一般企業が会員となり構成される。

議案事項として、平成二十一年度行事及び事務報告、平成二十一年度決算報告、会計監査報告、役員改選が審議された。

当会からは、荒木元悦常務理事、長澤香静事務局長が出席した。

◆洗建先生

亀岡日本基督教団講演

〔二月十一日〕

● 仏教会報告 ●

日本基督教団の二・一一集会が、丹波新生教会亀岡会堂にて開催された。

「信教の自由とは」と題して、洗建駒沢大学名誉教授が講演した。宗教と国家、宗教と法、政教分離等も交えた話に参加者も熱心に耳を傾けた。

当会からは、長澤香静事務局長が出席した。



◆ 全日本仏教婦人連盟新年修正会

〔二月十二日〕

全日本仏教婦人連盟は、新年修正会を東京グランドプリンスホテル高輪にて開催した。

全日本仏教尼僧法団ご出仕により法要が厳修され、大谷貴代子会長、島田喜久子理事長の挨拶の後、懇親午餐会が行われた。

当会からは、長澤香静事務局長が出席した。



◆ 京都府緑陰講座講演

〔三月七日〕

京都府は、「文化財を守り伝える京都府基金」寄付者の方の文化体験として緑陰講座を開催している。

第二回にあたるこの日は慈照寺で行われ、慈照寺の歴史、文化財、北山文化と東山文化等について臨濟宗相国寺派有馬頼底管長が講話。参加者は熱心に聞き入り、その後、国宝建造物等を特別拝観した。



◆ 北九州市社会福祉協議会へ寄付金贈呈

〔三月九日〕

有馬頼底理事長は、昨年十月に北九州市小倉井筒屋百貨店にて開催した大墨蹟展の収益の一部の百万円を北九州市の福祉に寄付するため北九州市役所を訪問した。



● 仏教会報告 ●

全国巡回展は北九州市で第十八回を迎え、各地方において多くの方々に喜ばれ、当会の大切な文化交流の一環となっている。次回第十九回は佐賀県佐賀市玉屋デパートにおいて本年十一月に開催の予定である。

◆「京の伝統産業」

未来を担う人づくり事業講演会

〔三月十日〕

京都の伝統産業に従事する関係者を対象にした研修会が承天閣美術館講堂にて開催された。

「未来に紡ぐものづくりの技と感性」と題して、京都文化を担う人づくりと京都の伝統産業の再生について、有馬頼底理事長・田中恆清京都府神社庁庁長・杉本秀太郎祇園祭山鉾装飾品等審議会委員と、中村利則京都造形大学教授をコーディネーターに迎えシンポジウムが行われた。

パネリストの方々は、「日本の文化財を復元するのは地道で時間のかかる仕事。今後も、力を借りて次の時代へ継承して頂きた



い。」と話された。短い告知にもかかわらず百名を超える参加者は熱心にシンポジウムに聞き入っていた。

◆「鹿苑寺に想いを寄せて」世界遺産対談

〔三月十三日〕

東海旅客鉄道（株）の特別協賛を得て京都市・京都市観光協会・京都文化交流コンベンションビューローの後援のもと、当会主催による世界遺産対談「鹿苑寺に想いを寄せて」の講演企画を開催した。

「伊藤若沖と鹿苑寺」と題して臨濟宗相国寺派管長・金閣寺住職有馬頼底猥下、日本画家森田りえ子氏による対談が行われた。

有馬管長による鹿苑寺の歴史や文化財の話、金閣寺本堂杉戸絵を制作された森田氏の話に百名余りの参加者は熱心に耳を傾けた。

この対談にともない方丈や庭園の特別拝観も行った。



● 仏教会報告 ●

◆ 東山花灯路
オープニング

〔三月十三日〕

歴史的な文化遺産やまちなみ等を「灯り」と「花」で演出する京都ならではの事業「京都・東山花灯路」が三月十三日から二十二日の間、京都東山界隈で実施された。

当会もこの事業には当初より参画しており、京都の活性化と観光振興に寄与するための「京都・東山花灯路」は今回で八年目を迎え、市民、観光客に京都の新たな風物詩として定着した。

東山山麓に連なる、北は青蓮院から円山公園・八坂神社を通って、南は清水寺までの散策路約5kmに、京焼・清水焼、京銘竹、北山杉磨丸太、京石工芸、漆塗、金属工芸、京・曲物の七種類の露地行灯約二千四百基といけばな作品を設置し、白壁や土塀、木々にゆらめく陰影、石畳に映えるほのかな灯り、門前街の店頭に彩りをそえるはんなりとした灯りなど、京都ならではの様々な表情を見せるまち並みの魅力に十日間で百二十万人以上の



来場者を迎え盛況となった。

高台寺公園では、第二回「創作行灯デザインコンペ」の最優秀作品「夜雲灯（やぐもとう）」も並べられた。

期間中、清水寺・青蓮院をはじめ知恩院・八坂神社・高台寺・圓徳院・法観寺の各寺社において、夜の特別拝観が行われた。

◆ 清水寺千手観音奉納公演記念碑・
記念碑除幕式

〔三月十五日〕

昨年八月に行われた中国障害者芸術団による「千手観音」奉納公演を記念する石碑がこの度建立され除幕式が行われた。

石碑は、日本語と中国語で公演の意義と今後の日中友好への期待が記されている。

「昨年の公演と、この石碑を第一歩に、日本と中国の文化交流を一層深めたい。」と清水寺森清範貫主は話さ



● 仏教会報告 ●

れた。続いて、梅の木も植樹された。

当会からは、長澤香静事務局長が出席した。

◆ 京都市深草墓園春季慰霊祭

〔三月十六日〕

暖かい日差しの中、京都府神社庁の御奉仕により伏見深草墓園において春季慰霊式典が厳かに執り行われた。

千名を超える大勢の遺族が参拝に訪れ、次々と手を合わせ故人の冥福を祈った。

京都市深草墓園は「市民のお墓」として昭和三十三年七月に開設され、永年納骨と短期納骨の取扱いとして市民の利用に供しており、現在では約九千体の御霊が宗教宗派の別なく合祀されている。

当会からは、荒木元悦常務理事、吉田清順評議員、田村祐一参勤僧、中尾香代事務職員が臨席した。



◆ 東寺保育園落慶法要

〔三月二十日〕

大正四年設立以来九十五年の歴史を重ね、老朽化に伴い園舎を全面改築した東寺保育園。その落慶法要が東寺執事長森泰長師導師のもとご一山出仕により厳かに営まれた。新園舎内では園児らが親しみを持って触れられる地藏尊の宝前で楽しそうに遊ぶ姿が見られた。

当会からは、長澤香静事務局長が出席した。

◆ 春季彼岸焼骨灰供養法要

〔三月二十三日〕

春彼岸、京都五山の一つ大本山相国寺において京都仏教会・京都中央葬祭業協同組合共催による春季焼骨灰供養法要が、満堂参拝の中厳修された。

臨濟宗相国寺派江上泰山宗務総長の法話に



● 仏教会報告 ●

◆ 関西野生生物研究所へ寄付金贈呈

〔三月二十六日〕

荒木元悦常務理事から、関西野生生物研究所川道美枝子代表へ二十万円

の寄付金が手渡された。

アライグマが増えていく地域では社寺のほとんどがアライグマの生活拠点となっている為、数が増える前に社寺や行政機関と連携して対策することで日本の自然と文化を守る事ができる。関西野生生物研究所はアライグマ侵入状況のモニター調査や対策の指導を行っている。



続き、臨済宗相国寺派管長有馬頼底猊下導師のもと、山内ご出仕により彼岸供養法要が厳修された。冷たい雨が降る中、約千五百人もの参拝者を迎え、大方丈に溢れるほどの列は庭まで長く続き、この半年間にお亡くなりになられた故人をしのぶ焼香の列は後を絶たなかった。

この焼骨灰供養法要は永年回を重ね、今回で六十四回目を数えるに至った。

◆ 立松和平さんを偲ぶ会

〔三月二十七日〕

去る平成二十二年二月八日に六十二歳で亡くなられた立松和平さんを偲ぶ会が東京青山葬儀所において厳かに執り行われた。

当会の「おしゃかさまを讃える夕べ」では二〇〇〇年に「ブツダその人へ」と題し講演頂いた。また、知床の自然を愛した立松氏は知床三堂総代として毘沙門堂を守り、作家のみならず、平和活動から文化財の森づくりまで幅広く活動された。六月に開催される知床の例祭には当会も毎年参加している。

当会からは、有馬頼底理事、長澤香静事務局長、徳久恵里事務職員らが参列した。

川道代表は「外来種生物は限りなく増殖し、分布が拡大するの文化財に与える影響も甚大です。早めの対策で文化財を守っていききたい。」と話された。

◆ おしゃかさまを
讃える夕べ

● 仏 教 会 報 告 ●

〔四月八日〕

全日空ホテルにて催された恒例の「おしゃかさまを讀える夕べ」は各本山・寺院・各界代表のご招待の方々を迎え本年も盛大に行われ、参加者は三百五十名をかぞえた。

本年は臨済宗建仁寺派小堀泰巖管長の導師のもと御一山出仕により「花まつり」法要が厳修された。

花御堂にはヴィカース・スワループインド総領事をはじめ門川大作京都市長ら各界代表が次々と灌仏を行った。

挨拶に立った有馬頼底理事長は、「仏法は平和しか求めない。仏法には国境はない。」と力説した。

また、早稲田大学教授重村智計氏による「人権と平和」と題した記念講演が行われた。重村氏は、中国、朝鮮半島、日本における儒教の性格の差異や拉致問題にも触れ、またトウキョウデイズの「戦



史」の戦争論などを引いて、相手に対する過度の恐怖と指導者の誤った判断が近現代のさまざまな戦争の原因となっていることを語り「仏教の平和の教えを仏教界から発信して欲しい。」と述べて締めくくった。

またその後は会食に入り、花まつりにふさわしく和やかな歓談がいつまでも続いた。

◆ 永観堂禅林寺法主中西玄禮猊下
晋山式・祝賀会

〔四月十八日〕

浄土宗西山禅林寺派管長・総本山禅林寺第九世法主中西玄禮新管長の晋山式が総本山禅林寺で挙行された。

御影堂宝前で「晋山之疏」を奉読し、来年に迫る宗祖法然上人八百回大遠忌に向けた宗門興隆と教化進展への決意を力強く披瀝した。

引き続きウエスティンホテルにて祝賀会が開かれ、宗内をはじめ各派、ご縁のある各界の代表五百五十人が出席し、和やかな祝賀会が催された。

当会からは、有馬頼底理事長、長澤香静事務局長が列席した。



● 仏 教 会 報 告 ●

◆ こどもはなまつり

〔四月十九日〕

江崎グリコ
 (株)、ライオン(株)、ダイ
 ドードリンコ(株)、UHA
 味覚糖(株)、今年度は新
 たにハウス食品(株)にもご協
 力頂き、京都市仏教保育園協
 会加盟の約二十八の仏教系保
 育園にお菓子類が贈られた。



◆ 京都仏教幼稚園協会はなまつり園児大会

〔四月二十七日〕

京都仏教幼稚園協会による「花まつり園児大会」が京都會館にて開催された。
 讃仏歌(ののさま・ねね) 斉唱、献灯献華、三帰依文(パーリー語) 斉唱、灌仏、讃仏歌(こどもの花まつり) 斉唱が行われた。
 園児ら関係者二千人が参加する盛大な「はなまつり園児大会」

となった。

当会からは、長澤香静事務局長が出席した。

◆ 庭野平和財団講演会

〔五月十四日〕

庭野平和財団講演会
 二〇一〇が立正佼成会
 京都普門館にて開催さ
 れた。

「諸宗教間対話・協
 力を通じて世界平和に
 貢献することが重要」
 との認識に立ち、平和
 実現に尽力した人(ま
 たは団体)を表彰す
 る第27回庭野平和賞
 受賞者であるインド
 「自営女性労働者協会
 (SEWA)」の創始者エラ・ラメシユ・バット女史が「京都発・
 宗教者の新たなチャレンジャー女性、仕事、そして平和・女性の社
 会起業による平和な社会の実現を目指して」と題し基調講演。
 その後、奥谷京子氏(WWBジャパン・女性のための世界銀行日
 本支部代表)をコメンテーターに迎え参加者との討論会も行われ
 た。



● 仏教会報告 ●

当会からは、中尾香代事務職員が出席した。

◆ 清水寺国家安泰世界平和祈願献花祭列席

〔五月二十二日〕

清水寺において、石清水八幡宮と神仏合同の「国家安泰世界平和祈願献花祭」が執り行われた。

清水寺にある音羽の滝から汲んだ霊水と石清水八幡宮が鎮座する男山の神水が宝前に置かれた一つの器に注がれ、続いて森清範貫主が表白を唱え、田中恆清宮司が祈祷詞を奏した。

この神仏合同の祭儀は、平成十五年十一月に清水寺の奥之院御本尊開帳を記念した「国家安泰世界平和祈願祭」から毎年実施、十七年からは献花祭の名称でこの時期に行われている。

当会からは、宮城泰年常務理事が出席した。

◆ 日田西山妙音弁財天法要列席

〔五月二十四日〕

大分県北西部に位置する日田市・日田妙音弁財天堂にて春季大祭が行われた。

日田市は平成十四年度当会主催の大墨蹟展が開催された地で、

この妙音弁財天堂は仏教会も後援し、有縁の方々との交流の中で発願を受け、有馬頼底理事長ら相国寺一山と日田市関係寺院らと共に落慶された御堂である。この大祭は年々盛大に催されるようになり、雅楽の奉納や護摩供も執行される。

◆ 鹿苑寺客殿障壁画落慶法要

〔五月二十七日〕

日本画家・文化功労者岩澤重夫氏の遺作となった鹿苑寺の客殿障壁画の落慶法要が営まれた。

客殿の三部屋に紅白や薄紅色の梅を写實的に描いたほか、晩年を過ごした右京区京北にある常照皇寺の桜の花を金やプラチナの箔で表現したり、薄墨とプラチナを使って山水画を描いたりと独創性へのこだわりも伝わる作品。

有馬管長が岩澤氏の出身地の大分県日田市にある岳林寺で少年時代に得度した縁で親交があり二〇〇四年に制作を依頼した。岩澤さんは昨年九月に絵を完成させた後、体調が悪化し、十一月亡くなられた。

当会からは、長澤香静事務局長が列席した。

◆ 知床毘沙門堂法要

● 仏教会報告 ●

〔六月二十七日〕

平成十七年に世界自然遺産に登録された北海道知床において、毘沙門堂・太子殿・観音堂の三堂の第十六回例祭が厳修された。

有馬頼底理事長は、「知床の豊かな自然を守り続ける必要性」を強調され、また今年二月に急逝した作家の立松和平氏にもふれ「信念と行動の作家だった彼の意志を継いでいきたい。」



と語った。

例祭に先立ち前日には、立松和平氏を偲ぶ会も行われ、記念慰霊碑がオホーツク管内斜里町日の出に建てられた。

当会からは、有馬頼底理事長、宮城泰年常務理事、山木康稔監事、森孝忍評議員、長澤香静事務局長、徳久恵里事務職員が出席した。

◆ 京都府内単位仏教会会長訪問

小泉政権下で進められた市町村合併の影響もあり、昨年末に京丹波町瑞穂仏教会が解散され、現在は九単位仏教会となっている。各会長からは、

「無住寺が多い」、「兼務している寺も多くなっている」、「年齢も高くなり単独になってしまいうより所属して協力出来る部分で参加しよう」と話をしている、「仏像でも良い物たくさんあるが指定されていないものには修理は必要ないと檀家は言う」、「修理には費用がかかる」、「解散後宗派の集まりは継続」等様々な現状を伺った。

今後も交流を重ね、ご意見をお聞かせ頂き、共に発信することが出来ればと事務局では考えている。

現在の府内単位仏教会は、京丹波町和知仏教会、京丹波町丹波仏教会、園部町仏教会、加悦谷仏教会、福知山市仏教会、綾部市仏教会、大江町仏教会、三和町仏教会、舞鶴東仏教会となっている。

単 仏 通 信

京丹波町丹波仏教会 会長 玉雲寺

長 澤 智 雄



「私ども京丹波町丹波仏教会は」。ここでハタと正気に戻りました。書くことがないのです。それ以上に、人様に読んでいただく内容が全くないのです。原稿依頼が届いて当惑したのですが、決然とお断りできなかつた自分を後悔の念で責めています。気を取り直してペンを執ります。

私どもの「仏教会」は、皆さまに参考にしていただける特別な活動を何一つ取り組んでいないのです。会員対象寺院は、二十六ヶ寺あります。半数近くが兼務寺院であります。行政組織は、数年前に町村合併で「丹波町」と「瑞穂町」と「和知町」の三町が合併して「京丹波町」になりましたが、「仏教会」の組織合併はまだ進展せず、そのまま旧組織で活動しています。宗派を超えての会員相互の親睦を中心課題として存続しているのです。

活動としては、親睦を兼ねた年一回の「総会」と隔年の「研修旅行」だけです。むろん行政や他の組織から要請があれば「会合」や「集会」等にはできるだけ参加しています。

今年「研修旅行」の実行年でした。五月十日、十一名の参加、小型のバスで、「奈良」の「興福寺」と「唐招提寺」と「薬師寺」を訪ねました。

「建都一三〇〇年」のイベント期間を避けての計画で観光客も数少なく、小雨の肌寒い旧都でしたが、新緑の中をのんびり散策できました。藤の蕾が膨らんでいました。雨に濡れる「戒壇」には、古の「出家」の真摯な夢の名残を感じました。興福寺の「阿修羅像」をゆっくり鑑賞できたのは、何よりの幸いでした。車中は当然宴会です。スルメやビーナツを肴にビール等を飲みました。

ともかく、このような組織で何の意義があるのか。当然、会員で意見交換をします。事実、昨年には会員の一人が「意義が認められない」との理由で「休会」を届けられました。それでも私たちは、「親睦」で「仏教会」を継続しています。

近年の世情と人心の変化には激しいものがあります。日本の社会はどうなっていくのか

でしょう。「我」ではなく「縁起」の御教えに立脚し、日本古来からの「先祖崇拜」と「自然崇拜」とに融合した日本の精神（こころの）文化、すなわち「日本文化の一面」が崩れていこうとしているように思います。そんな中で「宗教法人」の課題を考えると、「仏教会」という組織が必ず重要になるであろうと「親睦会」は考えるのです。



平成 22 年度

文化財保護の巡回よろず相談〔無料〕



主な対象地域	実施日時	実施会場
北 部 ※丹後地域	平成 22 年度 9 月 29 日 (水) 午後 1 時～午後 4 時	みやづ歴史の館「中央公民館」 3 階「大会議室」 宮津市字鶴賀 2 1 6 4 ☎ 0 7 7 2 - 2 0 - 3 3 9 0
中 部 ※中丹・南丹 地域	9 月 30 日 (木) 午後 1 時～午後 4 時	福知山市民会館 3 階「31号室」 福知山市字内記 1 0 0 ☎ 0 7 7 3 - 2 2 - 9 5 5 1
南 部 ※京都市・乙訓 ・山城地域	1 0 月 1 日 (金) 午前 1 0 時～午後 4 時	ルビノ京都堀川 2 階「比叡」 京都市上京区東堀川通下長者町下る 3 - 7 ☎ 0 7 5 - 4 3 2 - 6 1 6 1

* 地域に関係なく、都合の良い会場にお越しください。

指定・未指定を問わず文化財を所有されている京都府内の方を対象に、文化財に係る修理や保存方法、補助金や貸付制度等あらゆる相談、案内を一つの会場内のできる「文化財保護に関する巡回相談事業」として毎年、無料相談を実施していますので、ぜひご利用願います。

《相談の事例》

- * 建造物や美術工芸品などの保存・修理の方法
- * 防災・防犯施設や収蔵庫の整備
- * 補助金や貸付資金（長期・低利）の対象と申請申込み手続き など

【相談参加機関】

- 京都府（文化環境部文教課、各広域振興局）
- 京都府教育庁指導部文化財保護課
- 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 京都市消防局予防部
- 財団法人京都古文化保存協会
- 財団法人京都市文化観光資源保護財団
- 財団法人京都文化財団〔主管〕

【協 賛】

京都文化財防災対策連絡会

* お問合せは、(財)京都文化財団（文化財保護基金室）☎ 0 7 5 - 2 1 3 - 3 6 6 0 まで

寺院会費

当会もおかげさまをもちまして仏教諸行事、文化福祉、研究活動等順調にかつ積極的に推移してきております。これもひとえにご寺院各位のご理解ご協力の賜物と存じます。今後はますます京都が宗教都市として発展しつづけるために、布教・広宣を行い、また多様化する現代社会の情報提供や宗教法人に関する諸問題につきましてもお役に立てるようはかつて参りたいと存じます。つきましては通信費の一部として平成二十二年~~度~~分の会費を同封の郵便振替にてご納入の程、よろしくお願い申し上げます。

賛助会費

各界一般会員のみなさまにおかれましてはご健勝のことと存じます。平素は何かと本会の活動に対し、ご理解、ご協力賜り厚く御礼申し上げます。おかげをもちまして賛助会員につきましては年々増え続けておりまして有り難いことと存じます。当会も各界のみなさまとともにこの歴史と伝統のある京都において様々に交流や文化事業を通じ、よりよい京都に発展すべく努力して参りたいと存じます。当会の会報を年二回お送り申し上げますことや諸行事のご案内をみなさまとの情報交換の場とし、今後も活動をしてゆきたいと存じます。各位におかれましては、なにとぞこの趣旨にご賛助賜り平成二十二年~~度~~分の賛助会費のご納入をよろしくお願い申し上げます。なおご納入は同封の郵便振替にてよろしくお願い申し上げます。